

# 第4回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年4月2日（木）

午前9時15分から

本庁舎5階 特別会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

（1）新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

（2）今後の対応等について

（3）その他

## 3 閉 会

# 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

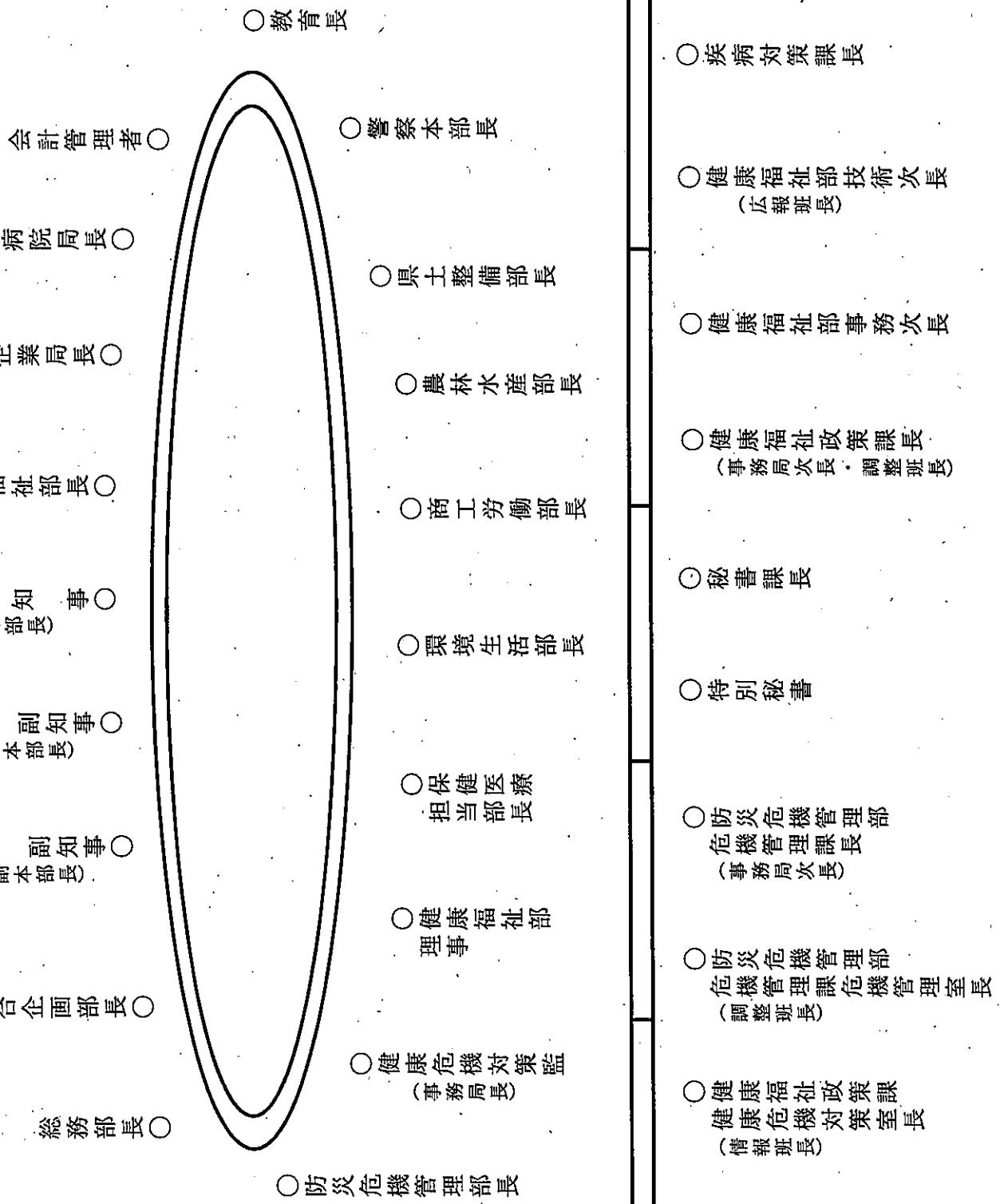
令和2年4月2日（木）

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	健康福祉部理事
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
	警察本部長

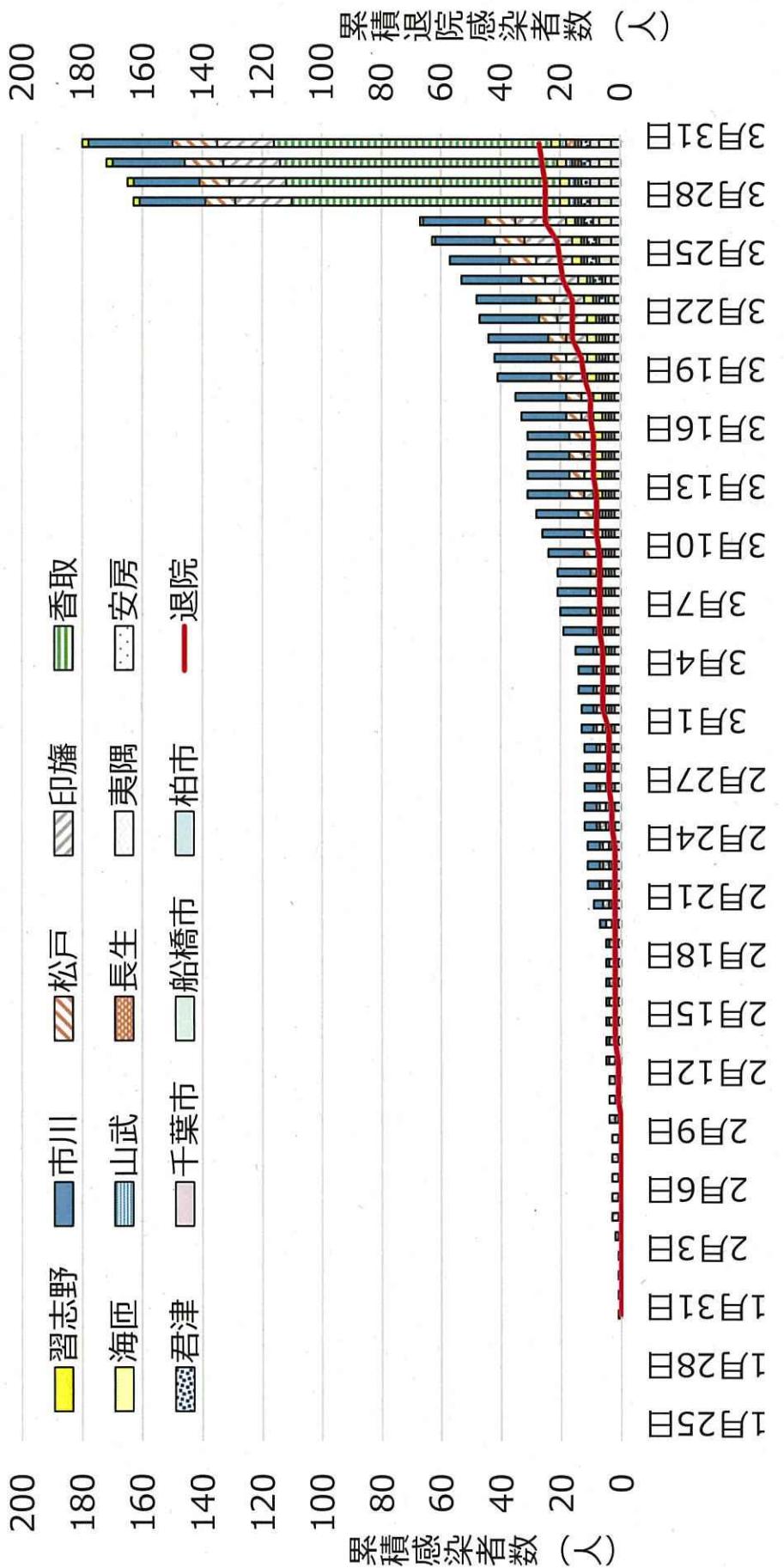
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次

令和2年4月2日

一 出入口



新型コロナウイルス感染症  
千葉県内における累積感染者数及び退院者数の推移  
(保健所管内別)



- ・千葉県健康福祉部疾患対策課報道発表に基づく
- ・区分がチャーターバー便、クルーズ船の事例を除く180例
- ・無症状病原体保有者61例を含む

## 新型コロナウイルス感染症 感染ルートの有無

40

35

30

25

20

15

10

5

0

患者数（無症状病原体保有者除く）



## 新型コロナウイルス感染者数（保健所管区別人数）令和2年3月31日現在

保健所名等	感染者数
習志野保健所	2人
市川保健所	20人
松戸保健所	15人
野田保健所	0人
印旛保健所	9人
香取保健所	73人
海匝保健所	10人
山武保健所	4人
長生保健所	1人
夷隅保健所	1人
安房保健所	0人
君津保健所	2人
市原保健所	0人
千葉市保健所	3人
船橋市保健所	6人
柏市保健所	4人
県外	18人
国外	12人
計	180人

障害者福祉施設の入所者は、  
香取保健所管内で計上。

# 新型コロナウイルス感染症に関するお願い

令和2（2020）年4月2日 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

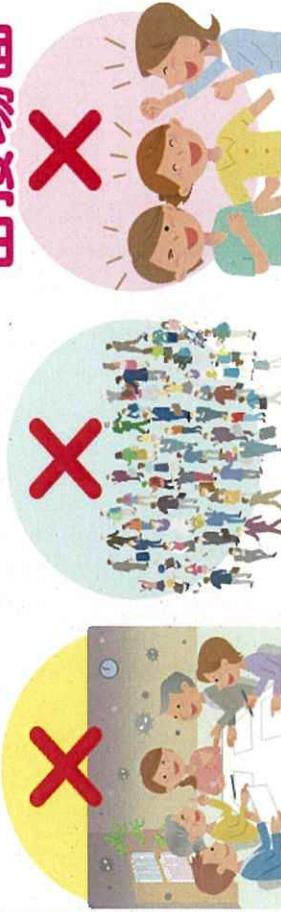
## 県民の皆様へのお願い

- ① 4月4日（土）5日（日）、11日（土）12日（日）は、県内全域において、  
不要不急の外出を避けてください。
  - ② 4月12日（日）まで、平日夜間の不要不急の外出を自粛してください。昼夜を問わず、「3つの密」のいづれかに当たる場所を避けしてください。
  - ③ 帰国者の皆様は、「14日間の自宅待機」を必ず行ってください。
- ※感染の発見が難しい若年層の皆様には、慎重な行動を強くお願いします。

## 企業の皆様へのお願い

- 「3つの密」をできるだけ作らないよう、時差出勤やテレワークの実施にも御協力ください。

## ①換気の悪い ②多数が集まる ③間近で会話や 発声をする **密閉空間** **密接場面**



首相官邸・厚生労働省「新型コロナウイルスの集団発生防止」ポスター

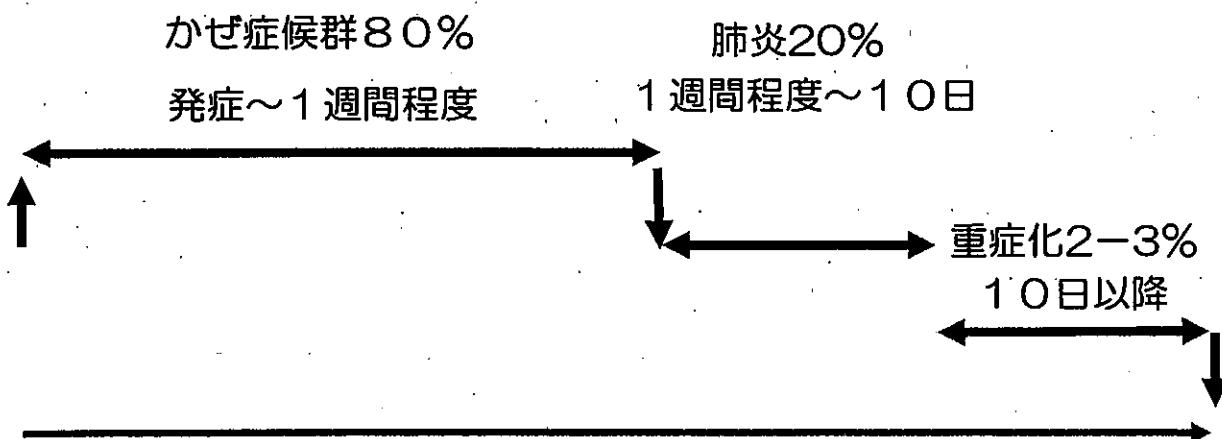


# 新型コロナウイルス感染症 の拡大を見据えた医療体制

令和2年4月2日(木)



## 臨床経過と調整・搬送機能



- ①入院の調整（将来的には自宅・施設も選択範囲）
- ②軽症病床から急性期病床へ：悪化した場合の転院搬送
- ③急性期病床から軽症病床へ：回復期になった場合の転院搬送

# 臨床経過上、注意すべき点

- ・65歳以上、基礎疾患（心血管疾患、呼吸器疾患、糖尿病、高血圧）の人は急性悪化のリスクが高い。
- ・発症直後は比較的安定している。
- ・発症後1週間から10日に急性悪化がある。
- ・発症後10日程度過ぎて陰性化確認に入っている人は安定していて看護度の低い医療機関で対応できる。
- ・軽症者の入院医療については今後の検討課題となっている。

## フェーズの捉え方

フェーズ	0	2	3
区分	現在	移行期	蔓延期
アラート	イエロー	オレンジ	レッド
重症者	～20人	20～100人	100～300人
中等症患者数	～100人	100～500人	500～2500人
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関	重点医療機関 一般医療機関	重点医療機関拡充 一般医療機関拡充
他の医療体制	平時医療継続	一部医療抑制	一部医療抑制継続拡大

注) 神奈川県のフェーズの考え方を参考  
病床確保計画策定では現在を0、1、蔓延期間3、4と記載

## 県内の病床数

種別	病床数
一般	35,932
療養	10,711
結核	96
精神	12,312
感染	58
合計	59,109

## 医療機関の分類

医療機関の区別	医療機関数
感染症指定医療機関	11
感染防止対策加算1	53
感染防止対策加算2	90
救命救急センター	14
災害拠点病院	26
国設置	11
県設置	7
市町村設置	22

## 今回対象とした医療機関

- ・感染症指定医療機関か感染防止対策加算1をとっている災害拠点病院
- ・災害拠点病院を除く国公立等の公的医療機関

## 対象医療機関の病床数

	一般	療養	感染	精神
災害拠点病院(25)	12,413	0	35	472
公的医療機関(31)	5,117	487	16	627
合計	17,530	487	51	1,099

注) 県内約50%の一般病床が対象

## 目標病床数

		各目標病床数	合計病床数
○ 現在1	イエロー	現時点での数	247床
1 現在2	イエロー	病床数の1%の個室、一部で専用病棟	400床
2 移行期	オレンジ	病床数5%確保、1%の個室と1病棟	850床
3 蔓延期	レッド	病床数の10%	1,700床

注) 現在1は医療機関からの申し出による積み上げと感染症指定医療機関の病床数

## 医療機関への行動計画策定依頼

- ・県がそれぞれのフェーズで医療機関に病床確保の依頼をしたときに、どう実行するかの計画を策定。
- ・基本は、県が要請して3日から1週間程度で実現することを考えて計画を作成。
- ・県内全域を同一に病床確保を要請するではなく、地域ごとの患者数、ベッドの状況を総合的に判断して医療機関に要請する。

## 共通課題

- ・災害時と違い優位な点は、通信、道路などライフラインが問題ない。
- ・災害時と共通点は、医療従事者も感染あるいは濃厚接触で従事できない職員が多くなる可能性がある。
- ・職員が疲労で院内感染を起こす可能性が高い。
- ・感染して回復した職員は基本的に免疫を持っている。
- ・少なくとも近県で共通に起こる可能性があるので、他県からの支援が受けづらい。

(案)

教安第1号  
令和2年4月2日

各県立学校長様

教育長

県立学校における新学期の対応について（通知）

令和2年度における県立学校の再開に向けた準備等については、令和2年3月26日付けの事務連絡で通知したところです。県立学校における新学期については、県内各地域における感染状況及び専門家の意見を踏まえ、香取保健所管内（香取市、神崎町、多古町、東庄町）の県立学校及び海匝保健所管内（銚子市、旭市、匝瑳市）の県立学校は4月12日（日）まで臨時休校とし、その他の地域については、万全の感染症対策の上、4月6日（月）に開始できるよう準備を進めてください。

今後、県内の感染状況が急変した場合には、専門家、衛生主管部局、管轄保健所等と連携し、地域の実状に応じた、開始の取り止め・臨時休校等を含めた措置を講じることもあります。特に、東葛飾・葛南地区では患者の増加が続いていること、今後注視していくことが必要です。

新学期を開始する各学校にあっては、今後臨時休校となりうることを勘案し、まずは所属学級・担任等の確認、学年・学級内の人間関係づくりや組織づくり、一年間の学習の見通しや自宅学習の取り組み方の周知等の学級開きに重点を置いた指導に努めていただけます。

つきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大している現下の状況を踏まえ、学校において十分な警戒を行い、感染症対策等に万全を期すため、今後は、下記のとおり対応くださるようお願いします。

なお、「児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の予防対策等の対応について（通知）」（令和2年2月25日付け教安第1238号）は、本通知をもって廃止します。

記

- 1 入学式及び始業式は、卒業式同様に感染拡大防止の措置をとった上で縮小して実施する。この場合、児童生徒及び保護者の当日の体温を含めた体調を確認し、発熱等がある場合には出席を見合わせていただく等の適切な措置を講ずる。  
香取保健所管内及び海匝保健所管内の県立学校については、4月13日以降に実施する。
- 2 県立中・高等学校については、学校再開後、当分の間は短縮授業の上、時差通学とし、全校生徒の一斉登下校は行わない（ただし、公共交通機関の状況により、困難な場合はその一部を行わないこともある。）。  
また、県立特別支援学校については、通常どおりの教育課程を実施するが、可能な限り保護者の送迎を依頼するとともに、スクールバスの換気を十分に行う。
- 3 授業、部活動、給食、休憩時間、学校行事等については、国の専門家会議が示した3つの条件のいずれか（①密室空間であり換気が悪い、②手の届く距離に多くの人がいる、③近距離での会話や発声がある）に抵触するものは、当分の間、行わないこととし、詳細については、別紙のとおりとする。

- 4 次の方法により、児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられる場合は、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様とする。
- ①登校前の家庭での検温及び風邪症状の確認
- ②登校時における健康観察の実施（登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等で検温及び風邪症状を確認する 等）。
- 5 校内での感染症対策として、以下について指導・実施する。
- ①手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ②教室等のこまめな換気を実施する（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。その際、衣服等による温度調節にも配慮する）。
- ③近距離での会話や発声等の際に、飛沫を飛ばさないようにするため、マスク<sup>\*1</sup>を使用するなどする。

※1 手作りマスクの作成方法は、以下のサイト等を参照

・船橋市「手作りマスクの作り方をご紹介します」

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p077619.html>

・成田市「手作りマスクの作り方」

[https://www.city.narita.chiba.jp/kenko\\_fukushi/page0136\\_00030.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0136_00030.html)

・子どもの学び応援サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

④多くの児童生徒等が手を触れる箇所等は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム<sup>\*2</sup>等）を使用して清掃する等、環境衛生を良好に保つ。

※2 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液25mL（漂白剤のキャップ1杯）を2Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。出典：令和2年3月24日付け元文科初第1780号 別添1P2

- 6 学校で、児童生徒等及び教職員のうち一人でも感染者が出た場合は、学校を臨時休校とする。なお、児童生徒等及び教職員が濃厚接触者に特定された場合は、自宅待機を指示し、児童生徒等については出席停止の扱いとする。

その他、児童生徒等の新型コロナウィルス感染症に係る対応や予防対策等については、以下の通知に基づいて対応するものとする。

◆令和2年3月24日付け教安第1373号

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」

◆令和2年3月27日付け事務連絡

「新型コロナウィルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（3月26日時点）」

◆令和2年3月30日付け教安第1399号

「新型コロナウィルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への対応について（3/26現在）（通知）」

※各通知が時点修正されて新たに発出された場合は、最新の通知に基づくものとする。

- 7 臨時休校とする学校における児童生徒への指導について

①臨時休校の目的は、新型コロナウィルスの感染拡大防止であることを児童生徒等に理解させ、人の集まる場所等への外出を厳に控え、基本的に自宅で過ごすよう指導す

る。また、感染症対策（手洗い、咳エチケット等）に努めるよう指導する。

②児童生徒等は、毎日、朝夕の体温や健康状態を記録し、症状がある場合には、学校へ報告する。

8 部活動については、後日改めて通知する。

(本件連絡先)

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL : 043 (223) 4092

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL : 043 (223) 4059

【部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL : 043 (223) 4108

【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】

教育庁教育振興部教職員課 TEL : 043 (223) 4036

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL : 043 (223) 4045

担当

教育庁教育振興部学校安全保健課 保健班

TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419

令和2年4月2日

## 令和2年度 学年初めにおける当面の教育活動についての留意点

教育振興部学習指導課  
 教育振興部特別支援教育課  
 教育振興部学校安全保健課  
 教育振興部体育課

学年初めから当面の間は、以下の事項に留意して教育活動を行うこと。

(まずは、4月中を目途とし、新型コロナウイルスの感染状況によっては、改めて通知する。)

## 1. 登下校及び授業

## &lt;中・高等学校&gt;

電車・バスによる通学が混雑時を避けた時間帯となるように、地域の交通実情等を踏まえて、始業時刻・終業時刻を定め、短縮授業45分とする。(40分も可)

例① 9時00分 1年生登校、 9時30分 2・3年生登校

例② 9時00分 1年生登校、 10時00分 2・3年生登校 等

例：登校9時00分(45分授業)

SHR：9時00分(健康チェック)

1限：9時10分～9時55分

2限：10時05分～10時50分

3限：11時00分～11時45分

4限：11時55分～12時40分

(昼食)

5限：13時25分～14時10分

6限：14時20分～15時05分

SHR：15時10分 下校

例：登校10時00分(40分授業)

SHR：10時00分(健康チェック)

1限：10時05分～10時45分

2限：10時55分～11時35分

3限：11時45分～12時25分

(昼食)

4限：13時10分～13時50分

5限：14時00分～14時40分

6限：14時50分～15時30分

SHR：15時35分 下校

※部活動等の活動を実施する場合は16時30分を完全下校とするよう時間割を工夫する。

## &lt;特別支援学校&gt;

(1) 授業は通常日課で実施する。

(2) スクールバスの利用について

① 可能な限り保護者の送迎を依頼する。

② スクールバスの運行に当たっての留意事項

- ・乗車前に家庭での健康チェックの徹底(体温、せき等 健康カードにて確認)

- ・乗車前後の手洗い、消毒、うがい、乗車時マスクの着用(着用できる児童生徒)

- ・乗車前後、バス停などでのこまめな車内換気

- ・座席の間隔を空けるなど配置の工夫

- ・運行時間の短縮(バス停の集約等)

## 2 学年集会等

放送設備等を活用し、各教室で実施する等の工夫をする。

## 3 授業

### (1) 基本的な留意点

- ・授業は、個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習や、班での話し合い活動等は避ける。
- ・児童生徒全員で一斉に声を出す音読や群読などは行わない。
- ・休み時間に室内の換気を行う。授業中も窓や廊下のドアを少し開けておく。
- ・授業での外部人材活用は控える。

### (2) 具体的な授業の場面

#### ①体育

- ・年間授業計画を見直し、児童生徒の体力や健康状況を考慮し、当面の間、補助運動や部分練習を行う等、実施内容を工夫する。
- ・児童生徒の間隔を、1~2m以上開け、身体接触を行う活動は行わない。
- ・体育館や格技館・武道館等で実施する場合は、十分な換気を行う。

#### ②音楽

- ・年間授業計画を見直し、当面の間、歌唱や管楽器等を使用した活動は行わない。

#### ③家庭

- ・年間授業計画を見直し、当面の間、調理実習は行わない。

#### ④専門学科等における食品加工及び調理実習

- ・食品加工を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品については、外部へ提供しない。
- ・調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないようとする。

#### ⑤特別支援学校における実習等

- ・外部の方を対象にした、作業学習等による製品の販売会や、校内カフェ等の活動は、当面の間、行わない。
- ・職業に関する教科等で食品加工を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品については、当面の間、外部へ提供しない。

## 4 給食及び昼食

- ・配膳の際は、生徒が行列を作らないよう工夫する。
- ・児童生徒等が対面する形での飲食を避ける。
- ・特別支援学校においては、消毒を徹底した教員が配膳を行い、家庭から持参している自助具等の消毒を徹底する。また、食堂の集中を避けるため、時間差で利用をしたり、昼食の場所を分散したりするなどの工夫をする。

## 5 休憩時間

- ・教室等の窓、廊下のドア等は開放し、十分な換気を行う。
- ・トイレの窓等も開けておいて、換気を行う。
- ・休憩中の手洗い、うがいを励行する。

県立学校における新学期について  
(本日付け県教委通知の概要)

- 専門家の意見を踏まえ、香取保健所管内及び海匝保健所管内の県立高校・特別支援学校計13校は、4月12日（日）まで臨時休校。
- その他の地域は、万全の感染症対策の上、4月6日（月）に開始できるよう準備を進める。
- ただし、今後、県内の感染状況が急変した場合には、保健所等と連携し、当該地域において臨時休校等の措置を講じることもある。
- 入学式・始業式は縮小して実施。学校再開後も、当分の間は、短縮授業・時差通学とし、全校生徒一斉の登下校は行わない。

# 新型コロナウイルスに関する相談と融資の状況

令和2年4月2日

商工労働部

## (1) 金融と経営に関する相談件数

	1月	2月	3月	計
県庁窓口への 相談件数		39件	177件	216件
産業振興センター への相談件数	1	9件	39件	49件

## (2) 融資受付の状況（セーフティネット資金）

	1月	2月	3月	計
件数			480件	480件
金額			180億円	180億円

## 新型コロナウイルスの影響に対する金融支援

～中小企業者の皆様へ～

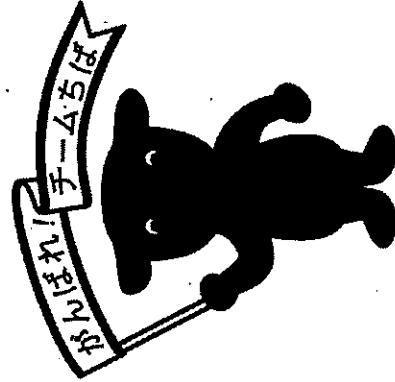
千葉県及び日本政策金融公庫では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、それぞれ県制度融資のセーフティネット資金、特別貸付による利用枠を設けています。利用にあたりましては、県制度融資については最寄りの取扱金融機関（注1）、公庫については県内支店（注2）に相談・申し込みを行なうことになります。

### 注1 県制度融資の取扱金融機関

- (地方銀行) 千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター
- (信用金庫) 千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・龜有・小松川・城北
- (信用組合) 房総・銚子商工・君津・第一勧業・ハナ・横浜幸銀
- (都市銀行) みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな
- (信託銀行) 三井住友
- (中小企業専門金融機関) 商工組合中央金庫

### 注2 日本政策金融公庫の支店

- (中小企業事業) 千葉
- (国民生活事業) 千葉・松戸・船橋・鎌山



## 資金の概要について

県制度融資及び公庫の特別貸付の概要は以下のとおりです。それぞれ売上の減少を要件とするものであり、中小企業者の状況に応じてご利用いただくこととなります。

項目	千葉県		日本政策金融公庫		
	セーフティネット資金 (一般枠)	セーフティネット資金 (市町村認定枠) (4号)	セーフティネット資金 (危機関連保証枠) (5号)	新型コロナウイルス感染症特別貸付 中小企業事業	国民生活事業
対象地域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域	千葉県内全域
要件	最近1か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期比3%以上減少し、その後2か月も同様の見込であること	① 指定地域で原則1年以上継続して事業を行っていること ② 最近1か月間の売上が前年同月比5%以上減少し、その後2か月も同様の見込であること等	① 国の指定する業種であること ② 最近1か月間の売上が前年同月比5%以上減少し、その後2か月も同様の見込であること等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 2 業歴3カ月以上1年1カ月末満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヶ月(最近1か月を含みます。)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	⇒市町村長から認定を受けることが必要
資金用途	運転資金 及び設備資金	運転資金 及び設備資金	運転資金 及び設備資金	運転資金 及び設備資金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う設備資金および運転資金 因等により必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	8,000万円 (市町村認定枠、危機関連保証枠と別枠)	8,000万円 (一般枠、危機関連保証枠と別枠)	8,000万円 (一般枠、市町村認定枠と別枠)	3億円 (各貸付制度とは別枠)	6,000万円 (各貸付制度とは別枠)

千葉県		日本政策金融公庫	
項目	セーフティネット資金 (一般枠)	セーフティネット資金 (市町村認定枠) (4号)	セーフティネット資金 (危機開創保証枠) (5号)
金利	1.1%~1.7% 融資期間により異なる	1.0%~1.4% 融資期間により異なる	1.0%~1.4% 融資期間により異なる
融資期間	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転：7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置1年以内) 運転：7年以内 (据置1年以内)	設備：10年以内 (据置2年以内) 運転：7年以内 (据置2年以内)
保証料	0.4%~1.85% 小規模事業者には、保証料率1.15%を超える部分に補助あり	0.75%	0.63%
取扱期間	常時	～令和2年6月1日	常時
			～令和3年1月31日
			—

※「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の一部の対象者については、(基準利率-0.9%)の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

◎事業の詳細やご不明な点については、ご相談ください。

千葉県商工労働部経営支援課	金融支援室	〒260-8667	千葉市中央区市場町1-1	TEL:043-223-2707
日本政策金融公庫	千葉支店 (中小)	〒260-0028	千葉市中央区新町1000	TEL:043-243-7121
日本政策金融公庫	千葉支店 (国民)	〒260-0028	千葉市中央区新町1000	TEL:043-241-0078
日本政策金融公庫	館山支店 (国民)	〒294-0045	館山市北条1063-2	TEL:0470-22-2911
日本政策金融公庫	松戸支店 (国民)	〒271-0091	松戸市本町7-10	TEL:047-367-1191
日本政策金融公庫	船橋支店 (国民)	〒273-0005	船橋市本町1-10-10	TEL:047-433-8252